

# 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

消費税率引き上げの影響などを踏まえ、今年も臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の支給を行います。

## 臨時福祉給付金

申請時期は8月上旬からを予定しています。具体的な申請手続きについては改めて広報紙などでお知らせします。

申請先は原則として基準日（平成27年1月1日）時点で住民登録のある市町村となります。

**給付対象者** 平成27年1月1日時点で庄原市に住民登録のある方で、平成27年度分の市民税(均等割)が課税されていない人

※ただし、市民税が課税されている方に扶養されている場合や生活保護の受給者は原則対象となりません。

**給付額** 対象者(個人)1人につき6千円※加算はありません。

**申請手続** 対象者と思われる方には8月上旬に案内文書を送る予定です。

ただし、次に該当する方は案内が届きませんので、ご自身が対象になると思われる方は、お気軽にお問い合わせください。

- ①平成27年1月2日以降に転入した方  
→1月1日に住民登録されていた市町村にお問い合わせください。
- ②住民票と異なる場所に居住しているなど送付先が確認できない方  
→事前に送付先をお知らせください。
- ③未申告により平成27年度の市民税(均等割)非課税が確認できない方  
→税務課市民税係または各支所市民生活室にお問い合わせください。

**その他** 申請期間などは各市町村で異なります。申請先が庄原市以外の方は事前にその市町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認してください。

**問い合わせ** 社会福祉課生活福祉係  
(臨時福祉給付金専用ダイヤル) ☎0824-73-1737

## 子育て世帯臨時特例給付金

**支給対象者** 本年6月分の児童手当を受給する方  
※基準日（平成27年5月31日）時点で庄原市に住民登録がある方

※特例給付を受給する方は、対象となりません。

**支給額** 対象児童1人につき3千円

**申請期間** 9月1日(火)まで(当日消印有効)

※給付金の支給は児童手当を支給する10月を予定しています。

**申請手続**

児童手当の現況届とあわせて郵送した申請書に記入・押印(受け取り方法によって確認書類の添付が必要)し、児童福祉課・各支所市民生活室へ提出してください。

※児童手当現況届が届かない方で対象になると思われる方はご連絡ください。

※公務員の方は、勤務先から案内があります。

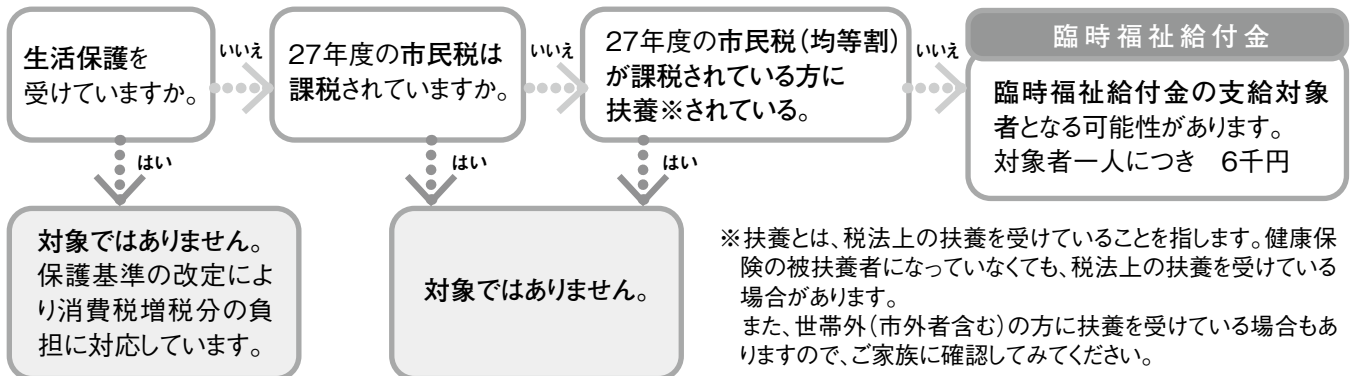
**問い合わせ** 児童福祉課児童福祉係  
☎0824-73-1192

※平成27年度の「子育て世帯臨時特例給付金」は、「臨時福祉給付金」の対象となる児童および生活保護制度の被保護者にあたる児童についても対象となります。

## 臨時福祉給付金 対象者診断チャート

基準日は平成27年1月1日になります。

当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。



※扶養とは、税法上の扶養を受けていることを指します。健康保険の被扶養者になっていなくても、税法上の扶養を受けている場合があります。また、世帯外(市外者含む)の方に扶養を受けている場合もありますので、ご家族に確認してみてください。

**対象者かどうか確認じゃ!**

厚生労働省  
給付金キャラクター  
カクニンジャ



! 「振り込め詐欺」や「個人情報搾取」にご注意ください。!